

令和2年度第3回沖縄地方最低賃金審議会議事要旨

- 1 開催日時 令和2年8月7日(金) 16:00~17:10
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 大会議室
- 3 出席者
公益代表委員 5名(青山喜佐子、大城郁寛、島袋秀勝、宮國英男、宮里善博 敬称略)
労働者代表委員 5名(石川修治、鎌田健嗣、砂川安弘、津山誉輝、宮城千絵 敬称略)
使用者代表委員 5名(上里芳弘、親川進、田端一雄、比嘉華奈江、福治嗣夫 敬称略)
- 4 議題
 - (1) 沖縄県最低賃金の改正決定について(専門部会報告、採決、答申)
 - (2) 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の検討結果報告について
 - (3) 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性について(答申)
 - (4) その他
- 5 議事要旨
 - (1) 沖縄県最低賃金の改正決定について(専門部会報告、採決、答申)
事務局より、沖縄県最低賃金専門部会報告を行った後、採決が図られた。
採決結果: 792円に賛成9名、793円に賛成5名
採決の結果、時間額792円と改正することが妥当とする旨、沖縄労働局長に答申が行われた。
 - (2) 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の検討結果報告について
沖縄県新聞業外3業種の特定(産業別)最低賃金については、今年度、改正の必要性ありとは認められない旨の運営小委員会報告が行われ、沖縄労働局長に答申が行われた。
 - (3) その他
事務局より、沖縄県最低賃金改正額に係る答申を受けて、本日から沖縄地方最低賃金審議会の意見に対する公示を行うこと、意見申出があった場合には第4回沖縄地方最低賃金審議会を開催し意見に係る審議を行うこと、官報公示手続き及び発効日等について説明を行った。

以上

令和2年度第3回
沖縄地方最低賃金審議会

日 時 令和2年8月7日(金) 16:00~
場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館
共用大会議室(2階)

議 事 次 第

- 1 沖縄県最低賃金の改正決定について
部会報告
答申
- 2 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の検討結果報告について
- 3 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性について(答申)

(以下、必要性有りの答申が出た場合)

- 4 特定(産業別)最低賃金の改正決定諮問について
- 5 特定(産業別)最低賃金専門部会設置について
- 6 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- 7 その他



令和2年8月7日

沖縄地方最低賃金審議会会長 殿

沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県最低賃金専門部会
部会長 宮國 英男

沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年7月1日、沖縄地方最低賃金審議会において付託された沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねたが、合意をみなかったため別紙審議経過を報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長	宮國 英男	弁護士
部会長代理	島袋 秀勝	弁護士
	青山 喜佐子	社会保険労務士

労働者代表委員

石川 修治	連合沖縄副事務局長
砂川 安弘	連合沖縄事務局長
津山 誉輝	沖縄電力関連産業労働組合総連合副事務局長

使用者代表委員

上里 芳弘	沖縄県中小企業団体中央会専務理事
親川 進	沖縄県商工会連合会専務理事
田端 一雄	沖縄県経営者協会常務理事

審 議 経 過

- 1 第1回専門部会（令和2年7月20日）
 - ・ 部会長、部会長代理の選出
 - ・ 事業場実地視察の実施の有無及び関係参考人（労・使）の意見聴取の方法決定
 - ・ 今後の審議日程について

- 2 第2回専門部会（令和2年7月28日、29日）
 - ・ 事業場視察（食料品製造業、ホテル業）

- 3 第3回専門部会（令和2年8月3日）
 - ・ 参考人意見聴取（労側1名）
 - ・ 事業場実地視察結果報告（2事業場）

- 4 第4回専門部会（令和2年8月5日）
 - ・ 参考人意見聴取（使側1名書面確認）
 - ・ 改正額の提示・調整
 労側提示 790 円を 15 円引上げ 805 円
 使側提示 790 円を維持

- 5 第5回専門部会（令和2年8月6日）
 - ・ 改正額の提示・調整
 労側提示 790 円を 4 円引上げ 794 円
 使側提示 790 円を 1 円引上げ 791 円

- 6 第6回専門部会（令和2年8月7日）
 - ・ 改正額の提示・調整
 労側提示 790 円を 3 円引上げ 793 円
 使側提示 790 円を 2 円引上げ 792 円
 - ・ 労側、使側の提示額採決
 793 円について賛成 3 名
 792 円について賛成 5 名

全会一致とならず、同日開催の本審で改正額を最終審議することを決定



令和2年8月7日

沖縄労働局長
福味 恵 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長 宮國 英男

沖縄県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年7月1日付け沖労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成30年10月3日発効の沖縄県最低賃金（時間額762円）は平成30年度の沖縄県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

沖縄県最低賃金

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 792円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

沖縄県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 沖縄県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 762 円
- (3) 発 効 日 平成 30 年 10 月 3 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
12～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
平成 30 年度
- (3) 生活保護水準（平成 30 年度）
生活扶助基準(第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費)の沖縄県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,445 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

$762 \text{ 円 (沖縄県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \times 0.818$
(可処分所得の総所得に対する比率※) = 108,332 円

※ 令和 2 年 7 月 10 日、中央最低賃金審議会の「令和 2 年度第 2 回目安に関する小委員会配布資料」に示された比率



令和2年8月7日

沖縄地方最低賃金審議会会長 殿

沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会
委員長 宮國 英男

沖縄県新聞業最低賃金外3業種の特定（産業別）最低賃金改正
決定の必要性の有無について（報告書）

当小委員会は、令和2年8月3日に、沖縄地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、下記4業種の特定（産業別）最低賃金については、全会一致に至らなかったため必要ありとすることはできないとの結論に達したので併せて報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

沖縄県新聞業
沖縄県自動車（新車）小売業
沖縄県各種商品小売業
沖縄県糖類製造業

公益代表委員

委員長 宮國 英男
委員長代理 大城 郁寛
宮里 善博

弁護士
琉球大学名誉教授
公認会計士

労働者代表委員

石川 修治
鎌田 健嗣
砂川 安弘

連合沖縄副事務局長
UAゼンセン沖縄県支部長
連合沖縄事務局長

使用者代表委員

田端 一雄
比嘉 華奈江
福治 嗣夫

沖縄県経営者協会常務理事
株式会社 Life is Love 代表取締役
沖縄県商工会議所連合会常任幹事



令和2年8月7日

沖縄労働局長
福味 恵 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長 宮國 英男

沖縄県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月3日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問あった下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性について、慎重に審議した結果、必要性有との結論に達しなかった旨答申する。

記

沖縄県新聞業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示6号）
沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示3号）
沖縄県各種商品小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示5号）
沖縄県糖類製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示2号）

令和2年度第3回沖縄地方最低賃金審議会資料一覧

目 次

- 1 関係法令（最低賃金法等）抜粋
- 2 特定（産業別）最賃基礎調査結果
- 3 沖縄地方最低賃金審議会 特定（産業別）最低賃金専門部会運営規程（案）
- 4 沖縄地方最低賃金審議会特定（産業別）最低賃金審議計画（案）
- 5 答申日別「特定最低賃金額最短効力発生予定日」

最低賃金法（抜粋）

（特定最低賃金の決定）

第 15 条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があった場合において必要があると認められるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定することができる。

第 16 条 前条第 2 項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るのもでなければならない。

第 17 条 第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不相当となったと認められるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。

（会長）

第 24 条 最低賃金審議会に会長を置く。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第 2 項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

（専門部会）

第 25 条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

3 専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

（政令への委任）

第 26 条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は政令で定める。

最低賃金審議会令（抜粋）

（組織）

第2条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15人とする。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（最低賃金専門部会）

第6条 最低賃金法第25条第1項又は第3項の規定により審議会に置かれる専門部会の委員の数は、9人以内とする。

4 第3条の規定は、最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

※ 沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県最低賃金の改正について、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。

但し、多数決の場合は直ちに（当日又は翌日）総会を開催し議決する。

なお、故意に発効を遅らすようなことが生じた場合は、改めてこの運用を検討する。

（雑則）

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

最低賃金法施行規則（抜粋）

（関係労働者及び関係使用者の意見）

第11条第1項 都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正に若しくは廃止の決定について地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく法第25条第5項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

令和2年度特定(産業別)最低賃金未満率・影響率

令和2年度最低賃金基礎調査結果より

設定業種	令和2年度現行時間額		
	令和元年度決定額	未満率(令和2年度)	影響率(令和元年度)
新聞業	835円	0.0%	1.5%
糖類製造業	-	0.1%	1.3%
各種商品小売業	-	0.0%	3.8%
自動車(新車)小売業	-	18.2%	1.5%
畜産食料品製造業	-	0.2%	-
清涼飲料、酒類製造業	-	1.4%	-

- ※1 新聞業 835円(R1/11/16改定)
- ※2 糖類製造最低賃金 769円(H30/11/25改定) 令和元年は改定がなく沖縄県最低賃金790円が適用
- ※3 各種商品小売業 770円(H30/11/23改定) 令和元年は改定がなく沖縄県最低賃金790円が適用
- ※4 自動車(新車)小売業 770円(H30/11/18改定) 令和元年は改定がなく沖縄県最低賃金790円が適用
- ※5 畜産食料品製造業 683円(H25/12/11改定) 平成25年度以降、額改定がなく平成27年度以降沖縄県最低賃金が適用
- ※6 清涼飲料、酒類製造業 686円(H25/11/23改定) 平成25年度以降、額改定がなく平成27年度以降沖縄県最低賃金が適用

総括表(1)(新聞業)

02年

時間 当り所定内賃金額 (3手当を除く)	円	合計	規模別		
			1~9人	10~29人	30~99人
計		646	0	29	617
-	779	(0.0)		(0.0)	(0.0)
780	-	780	(0.0)	(0.0)	(0.0)
781	-	781	(0.0)	(0.0)	(0.0)
782	-	782	(0.0)	(0.0)	(0.0)
783	-	783	(0.0)	(0.0)	(0.0)
784	-	784	(0.0)	(0.0)	(0.0)
785	-	785	(0.0)	(0.0)	(0.0)
786	-	786	(0.0)	(0.0)	(0.0)
787	-	787	(0.0)	(0.0)	(0.0)
788	-	788	(0.0)	(0.0)	(0.0)
789	-	789	(0.0)	(0.0)	(0.0)
790	-	790	(0.0)	(0.0)	(0.0)
791	-	791	(0.0)	(0.0)	(0.0)
792	-	792	(0.0)	(0.0)	(0.0)
793	-	793	(0.0)	(0.0)	(0.0)
794	-	794	(0.0)	(0.0)	(0.0)
795	-	795	(0.0)	(0.0)	(0.0)
796	-	796	(0.0)	(0.0)	(0.0)
797	-	797	(0.0)	(0.0)	(0.0)
798	-	798	(0.0)	(0.0)	(0.0)
799	-	799	(0.0)	(0.0)	(0.0)
800	-	800	(0.0)	(0.0)	(0.0)
801	-	801	(0.0)	(0.0)	(0.0)
802	-	802	(0.0)	(0.0)	(0.0)
803	-	803	(0.0)	(0.0)	(0.0)
804	-	804	(0.0)	(0.0)	(0.0)
805	-	805	(0.0)	(0.0)	(0.0)
806	-	806	(0.0)	(0.0)	(0.0)
807	-	807	(0.0)	(0.0)	(0.0)
808	-	808	(0.0)	(0.0)	(0.0)
809	-	809	(0.0)	(0.0)	(0.0)
810	-	810	(0.0)	(0.0)	(0.0)
811	-	811	(0.0)	(0.0)	(0.0)
812	-	812	(0.0)	(0.0)	(0.0)
813	-	813	(0.0)	(0.0)	(0.0)
814	-	814	(0.0)	(0.0)	(0.0)
815	-	815	(0.0)	(0.0)	(0.0)

総括表(糖類製造業)

02年

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
計	233	31	202	0
円	2	0	2	
- 779	(1.0)	(0.0)	(1.1)	
780 - 780	(1.0)	(0.0)	(1.1)	
781 - 781	(1.0)	(0.0)	(1.1)	
782 - 782	(1.0)	(0.0)	(1.1)	
783 - 783	(1.0)	(0.0)	(1.1)	
784 - 784	(1.0)	(0.0)	(1.1)	
785 - 785	(1.0)	(0.0)	(1.1)	
786 - 786	(1.0)	(0.0)	(1.1)	
787 - 787	(1.0)	(0.0)	(1.1)	
788 - 788	(1.0)	(0.0)	(1.1)	
789 - 789	(1.0)	(0.0)	(1.1)	
790 - 790	(1.0)	(0.0)	(1.1)	
791 - 791	(1.0)	(0.0)	(1.1)	
792 - 792	(1.0)	(0.0)	(1.1)	
793 - 793	(1.0)	(0.0)	(1.1)	
794 - 794	(1.0)	(0.0)	(1.1)	
795 - 795	(3.9)	(0.0)	(4.4)	
796 - 796	(3.9)	(0.0)	(4.4)	
797 - 797	(3.9)	(0.0)	(4.4)	
798 - 798	(3.9)	(0.0)	(4.4)	
799 - 799	(3.9)	(0.0)	(4.4)	
800 - 800	(3.9)	(0.0)	(4.4)	
801 - 801	(3.9)	(0.0)	(4.4)	
802 - 802	(3.9)	(0.0)	(4.4)	
803 - 803	(3.9)	(0.0)	(4.4)	
804 - 804	(3.9)	(0.0)	(4.4)	
805 - 805	(3.9)	(0.0)	(4.4)	
806 - 806	(3.9)	(0.0)	(4.4)	
807 - 807	(3.9)	(0.0)	(4.4)	
808 - 808	(3.9)	(0.0)	(4.4)	
809 - 809	(3.9)	(0.0)	(4.4)	
810 - 810	(4.4)	(4.2)	(4.4)	
811 - 811	(4.4)	(4.2)	(4.4)	
812 - 812	(4.4)	(4.2)	(4.4)	
813 - 813	(4.4)	(4.2)	(4.4)	
814 - 814	(4.4)	(4.2)	(4.4)	
815 - 815	(4.4)	(4.2)	(4.4)	
	10	1	9	

816	816	(4.4)	(4.2)	(4.4)	
817	817	10 (4.4)	1 (4.2)	9 (4.4)	
818	818	10 (4.4)	1 (4.2)	9 (4.4)	
819	819	10 (4.4)	1 (4.2)	9 (4.4)	
820	820	12 (5.0)	3 (8.3)	9 (4.4)	
821	821	12 (5.0)	3 (8.3)	9 (4.4)	
822	822	12 (5.0)	3 (8.3)	9 (4.4)	
823	823	14 (5.9)	3 (8.3)	11 (5.6)	
824	824	14 (5.9)	3 (8.3)	11 (5.6)	
825	825	14 (5.9)	3 (8.3)	11 (5.6)	
826	826	14 (5.9)	3 (8.3)	11 (5.6)	
827	827	14 (5.9)	3 (8.3)	11 (5.6)	
828	828	14 (5.9)	3 (8.3)	11 (5.6)	
829	829	14 (5.9)	3 (8.3)	11 (5.6)	
830	830	15 (6.5)	4 (12.5)	11 (5.6)	
831	831	15 (6.5)	4 (12.5)	11 (5.6)	
832	832	15 (6.5)	4 (12.5)	11 (5.6)	
833	833	15 (6.5)	4 (12.5)	11 (5.6)	
834	834	15 (6.5)	4 (12.5)	11 (5.6)	
835	835	15 (6.5)	4 (12.5)	11 (5.6)	
836	836	15 (6.5)	4 (12.5)	11 (5.6)	
837	837	15 (6.5)	4 (12.5)	11 (5.6)	
838	838	15 (6.5)	4 (12.5)	11 (5.6)	
839	839	15 (6.5)	4 (12.5)	11 (5.6)	
840	840	15 (6.5)	4 (12.5)	11 (5.6)	
841	849	15 (6.5)	4 (12.5)	11 (5.6)	
850	859	25 (10.9)	5 (16.7)	20 (10.0)	
860	869	25 (10.9)	5 (16.7)	20 (10.0)	
870	879	32 (13.8)	5 (16.7)	27 (13.3)	
880	889	37 (15.7)	5 (16.7)	31 (15.6)	
890	899	39 (16.7)	5 (16.7)	34 (16.7)	
900	999	78 (33.3)	10 (33.3)	67 (33.3)	
1000	1099	105 (45.2)	16 (50.0)	90 (44.4)	
1100	1199	135 (58.0)	21 (66.7)	114 (56.7)	
1200	1299	157 (67.4)	25 (79.2)	132 (65.6)	
1300	1399	167 (71.8)	26 (83.3)	141 (70.0)	
1400	1499	183 (78.5)	26 (83.3)	157 (77.8)	
1500		233 (100.0)	31 (100.0)	202 (100.0)	
月平均賃金額		208.522	177.950	213.214	0 0 0
月一人当たり労働時間		167	152	169	
第1位		823	820	823	
第2位		857	830	858	
第3位		1,143	1,126	1,144	

総括表（各種商品小売業）

02年

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
計	30	0	0	30
- 円	(0.0)			(0.0)
779	(0.0)			(0.0)
780	(0.0)			(0.0)
781	(0.0)			(0.0)
782	(0.0)			(0.0)
783	(0.0)			(0.0)
784	(0.0)			(0.0)
785	(0.0)			(0.0)
786	(0.0)			(0.0)
787	(0.0)			(0.0)
788	(0.0)			(0.0)
789	(0.0)			(0.0)
790	(0.0)			(0.0)
791	(0.0)			(0.0)
792	(0.0)			(0.0)
793	(0.0)			(0.0)
794	(0.0)			(0.0)
795	(0.0)			(0.0)
796	(0.0)			(0.0)
797	(0.0)			(0.0)
798	(0.0)			(0.0)
799	(0.0)			(0.0)
800	(0.0)			(0.0)
801	(0.0)			(0.0)
802	(0.0)			(0.0)
803	(0.0)			(0.0)
804	(0.0)			(0.0)
805	(0.0)			(0.0)
806	(0.0)			(0.0)
807	(0.0)			(0.0)
808	(0.0)			(0.0)
809	(0.0)			(0.0)
810	(0.0)			(0.0)
811	(0.0)			(0.0)
812	(0.0)			(0.0)
813	(0.0)			(0.0)
814	(0.0)			(0.0)
815	(0.0)			(0.0)

816	816	(0.0)			(0.0)
817	817	(0.0)			(0.0)
818	818	(0.0)			(0.0)
819	819	(0.0)			(0.0)
820	820	(0.0)			(0.0)
821	821	(0.0)			(0.0)
822	822	(0.0)			(0.0)
823	823	(0.0)			(0.0)
824	824	(0.0)			(0.0)
825	825	(0.0)			(0.0)
826	826	(0.0)			(0.0)
827	827	(0.0)			(0.0)
828	828	(0.0)			(0.0)
829	829	(0.0)			(0.0)
830	830	(0.0)			(0.0)
831	831	(0.0)			(0.0)
832	832	(0.0)			(0.0)
833	833	(0.0)			(0.0)
834	834	(0.0)			(0.0)
835	835	(0.0)			(0.0)
836	836	(0.0)			(0.0)
837	837	(0.0)			(0.0)
838	838	(0.0)			(0.0)
839	839	(0.0)			(0.0)
840	840	(0.0)			(0.0)
841	849	(0.0)			(0.0)
850	859	(0.0)			(0.0)
860	869	(0.0)			(0.0)
870	879	(0.0)			(0.0)
880	889	(0.0)			(0.0)
890	899	(0.0)			(0.0)
900	999	17 (56.7)			17 (56.7)
1000	1099	20 (66.7)			20 (66.7)
1100	1199	22 (73.3)			22 (73.3)
1200	1299	24 (80.0)			24 (80.0)
1300	1399	25 (83.3)			25 (83.3)
1400	1499	25 (83.3)			25 (83.3)
1500		30 (100.0)			30 (100.0)
月間平均	時間平均	146.329	0	0	146.329
月間平均	時間平均	1105	0	0	1105
月間平均	時間平均	127			127
月間平均	時間平均	910			910
月間平均	時間平均	910			910
月間平均	時間平均	910			910
月間平均	時間平均	910			910
月間平均	時間平均	910			910
月間平均	時間平均	0.1679			0.1679

総括表(1)(自動車(新車)小売業)

02年

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
計	1,511	115	1,331	65
円	274	0	258	16
- 779	(18.2)	(0.0)	(19.4)	(24.6)
780 -	274	0	258	16
- 780	(18.2)	(0.0)	(19.4)	(24.6)
781 -	274	0	258	16
- 781	(18.2)	(0.0)	(19.4)	(24.6)
782 -	274	0	258	16
- 782	(18.2)	(0.0)	(19.4)	(24.6)
783 -	274	0	258	16
- 783	(18.2)	(0.0)	(19.4)	(24.6)
784 -	274	0	258	16
- 784	(18.2)	(0.0)	(19.4)	(24.6)
785 -	274	0	258	16
- 785	(18.2)	(0.0)	(19.4)	(24.6)
786 -	274	0	258	16
- 786	(18.2)	(0.0)	(19.4)	(24.6)
787 -	274	0	258	16
- 787	(18.2)	(0.0)	(19.4)	(24.6)
788 -	274	0	258	16
- 788	(18.2)	(0.0)	(19.4)	(24.6)
789 -	274	0	258	16
- 789	(18.2)	(0.0)	(19.4)	(24.6)
790 -	274	0	258	16
- 790	(18.2)	(0.0)	(19.4)	(24.6)
791 -	274	0	258	16
- 791	(18.2)	(0.0)	(19.4)	(24.6)
792 -	274	0	258	16
- 792	(18.2)	(0.0)	(19.4)	(24.6)
793 -	274	0	258	16
- 793	(18.2)	(0.0)	(19.4)	(24.6)
794 -	274	0	258	16
- 794	(18.2)	(0.0)	(19.4)	(24.6)
795 -	274	0	258	16
- 795	(18.2)	(0.0)	(19.4)	(24.6)
796 -	274	0	258	16
- 796	(18.2)	(0.0)	(19.4)	(24.6)
797 -	274	0	258	16
- 797	(18.2)	(0.0)	(19.4)	(24.6)
798 -	274	0	258	16
- 798	(18.2)	(0.0)	(19.4)	(24.6)
799 -	274	0	258	16
- 799	(18.2)	(0.0)	(19.4)	(24.6)
800 -	283	0	267	16
- 800	(18.7)	(0.0)	(20.1)	(24.6)
801 -	283	0	267	16
- 801	(18.7)	(0.0)	(20.1)	(24.6)
802 -	292	0	276	16
- 802	(19.3)	(0.0)	(20.7)	(24.6)
803 -	292	0	276	16
- 803	(19.3)	(0.0)	(20.7)	(24.6)
804 -	300	0	284	16
- 804	(19.9)	(0.0)	(21.4)	(24.6)
805 -	300	0	284	16
- 805	(19.9)	(0.0)	(21.4)	(24.6)
806 -	300	0	284	16
- 806	(19.9)	(0.0)	(21.4)	(24.6)
807 -	300	0	284	16
- 807	(19.9)	(0.0)	(21.4)	(24.6)
808 -	300	0	284	16
- 808	(19.9)	(0.0)	(21.4)	(24.6)
809 -	300	0	284	16
- 809	(19.9)	(0.0)	(21.4)	(24.6)
810 -	300	0	284	16
- 810	(19.9)	(0.0)	(21.4)	(24.6)
811 -	300	0	284	16
- 811	(19.9)	(0.0)	(21.4)	(24.6)
812 -	300	0	284	16
- 812	(19.9)	(0.0)	(21.4)	(24.6)
813 -	300	0	284	16
- 813	(19.9)	(0.0)	(21.4)	(24.6)
814 -	300	0	284	16
- 814	(19.9)	(0.0)	(21.4)	(24.6)
815 -	300	0	284	16
- 815	(19.9)	(0.0)	(21.4)	(24.6)
	300	0	284	16

総括表(畜産加工製造業)

02年

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
計	2,492	112	312	2,068
-	円 6	6	0	0
779	(0.2)	(4.9)	(0.0)	(0.0)
780	6	6	0	0
-	(0.2)	(4.9)	(0.0)	(0.0)
781	6	6	0	0
-	(0.2)	(4.9)	(0.0)	(0.0)
782	6	6	0	0
-	(0.2)	(4.9)	(0.0)	(0.0)
783	6	6	0	0
-	(0.2)	(4.9)	(0.0)	(0.0)
784	6	6	0	0
-	(0.2)	(4.9)	(0.0)	(0.0)
785	6	6	0	0
-	(0.2)	(4.9)	(0.0)	(0.0)
786	6	6	0	0
-	(0.2)	(4.9)	(0.0)	(0.0)
787	6	6	0	0
-	(0.2)	(4.9)	(0.0)	(0.0)
788	6	6	0	0
-	(0.2)	(4.9)	(0.0)	(0.0)
789	6	6	0	0
-	(0.2)	(4.9)	(0.0)	(0.0)
790	21	14	8	0
-	(0.9)	(12.3)	(2.4)	(0.0)
791	21	14	8	0
-	(0.9)	(12.3)	(2.4)	(0.0)
792	21	14	8	0
-	(0.9)	(12.3)	(2.4)	(0.0)
793	21	14	8	0
-	(0.9)	(12.3)	(2.4)	(0.0)
794	21	14	8	0
-	(0.9)	(12.3)	(2.4)	(0.0)
795	33	14	19	0
-	(1.3)	(12.3)	(6.0)	(0.0)
796	33	14	19	0
-	(1.3)	(12.3)	(6.0)	(0.0)
797	33	14	19	0
-	(1.3)	(12.3)	(6.0)	(0.0)
798	35	14	21	0
-	(1.4)	(12.3)	(6.6)	(0.0)
799	35	14	21	0
-	(1.4)	(12.3)	(6.6)	(0.0)
800	61	18	43	0
-	(2.5)	(16.0)	(13.9)	(0.0)
801	61	18	43	0
-	(2.5)	(16.0)	(13.9)	(0.0)
802	61	18	43	0
-	(2.5)	(16.0)	(13.9)	(0.0)
803	61	18	43	0
-	(2.5)	(16.0)	(13.9)	(0.0)
804	61	18	43	0
-	(2.5)	(16.0)	(13.9)	(0.0)
805	61	18	43	0
-	(2.5)	(16.0)	(13.9)	(0.0)
806	61	18	43	0
-	(2.5)	(16.0)	(13.9)	(0.0)
807	61	18	43	0
-	(2.5)	(16.0)	(13.9)	(0.0)
808	61	18	43	0
-	(2.5)	(16.0)	(13.9)	(0.0)
809	61	18	43	0
-	(2.5)	(16.0)	(13.9)	(0.0)
810	71	18	53	0
-	(2.8)	(16.0)	(16.9)	(0.0)
811	71	18	53	0
-	(2.8)	(16.0)	(16.9)	(0.0)
812	72	19	53	0
-	(2.9)	(17.3)	(16.9)	(0.0)
813	74	19	55	0
-	(3.0)	(17.3)	(17.5)	(0.0)
814	74	19	55	0
-	(3.0)	(17.3)	(17.5)	(0.0)
815	93	19	73	0
-	(3.7)	(17.3)	(23.5)	(0.0)
	93	19	73	0

816	816	(3.7)	(17.3)	(23.5)	(0.0)
817	817	93 (3.7)	19 (17.3)	73 (23.5)	0 (0.0)
818	818	93 (3.7)	19 (17.3)	73 (23.5)	0 (0.0)
819	819	93 (3.7)	19 (17.3)	73 (23.5)	0 (0.0)
820	820	784 (31.5)	19 (17.3)	75 (24.1)	689 (33.3)
821	821	784 (31.5)	19 (17.3)	75 (24.1)	689 (33.3)
822	822	784 (31.5)	19 (17.3)	75 (24.1)	689 (33.3)
823	823	784 (31.5)	19 (17.3)	75 (24.1)	689 (33.3)
824	824	784 (31.5)	19 (17.3)	75 (24.1)	689 (33.3)
825	825	784 (31.5)	19 (17.3)	75 (24.1)	689 (33.3)
826	826	784 (31.5)	19 (17.3)	75 (24.1)	689 (33.3)
827	827	784 (31.5)	19 (17.3)	75 (24.1)	689 (33.3)
828	828	784 (31.5)	19 (17.3)	75 (24.1)	689 (33.3)
829	829	784 (31.5)	19 (17.3)	75 (24.1)	689 (33.3)
830	830	801 (32.1)	19 (17.3)	92 (29.5)	689 (33.3)
831	831	801 (32.1)	19 (17.3)	92 (29.5)	689 (33.3)
832	832	803 (32.2)	19 (17.3)	94 (30.1)	689 (33.3)
833	833	803 (32.2)	19 (17.3)	94 (30.1)	689 (33.3)
834	834	803 (32.2)	19 (17.3)	94 (30.1)	689 (33.3)
835	835	803 (32.2)	19 (17.3)	94 (30.1)	689 (33.3)
836	836	803 (32.2)	19 (17.3)	94 (30.1)	689 (33.3)
837	837	805 (32.3)	19 (17.3)	96 (30.7)	689 (33.3)
838	838	891 (35.7)	19 (17.3)	96 (30.7)	776 (37.5)
839	839	891 (35.7)	19 (17.3)	96 (30.7)	776 (37.5)
840	840	891 (35.7)	19 (17.3)	96 (30.7)	776 (37.5)
841	849	896 (36.0)	19 (17.3)	101 (32.5)	776 (37.5)
850	859	928 (37.2)	26 (23.5)	126 (40.4)	776 (37.5)
860	869	931 (37.4)	26 (23.5)	130 (41.6)	776 (37.5)
870	879	941 (37.8)	32 (28.4)	133 (42.8)	776 (37.5)
880	889	947 (38.0)	35 (30.9)	137 (44.0)	776 (37.5)
890	899	957 (38.4)	35 (30.9)	147 (47.0)	776 (37.5)
900	999	1,398 (56.1)	48 (43.2)	229 (73.5)	1,120 (54.2)
1000	1099	1,895 (76.1)	72 (64.2)	273 (87.3)	1,551 (75.0)
1100	1199	1,915 (76.9)	84 (75.3)	280 (89.8)	1,551 (75.0)
1200	1299	2,019 (81.0)	93 (82.7)	289 (92.8)	1,637 (79.2)
1300	1399	2,289 (91.9)	97 (86.4)	297 (95.2)	1,896 (91.7)
1400	1499	2,382 (95.6)	101 (90.1)	299 (95.8)	1,982 (95.8)
1500		2,492 (100.0)	112 (100.0)	312 (100.0)	2,068 (100.0)
月時日第第第第	平均	151,275	166,752	152,013	150,325
間人	当	1,043	1,086	963	1,053
一	当	143	151	157	140
一	当	820	790	795	820
分	位	820	790	800	820
		820	875	830	820
		934	1,000	900	988
		0.1327	0.1569	0.0949	0.2373

総括表(清涼飲料水・酒類製造業)

02年

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
計	2,009	391	531	1,087
円	22	5	3	14
- 779	(1.1)	(1.3)	(0.5)	(1.3)
780 - 780	22	5	3	14
(1.1)	(1.1)	(1.3)	(0.5)	(1.3)
781 - 781	22	5	3	14
(1.1)	(1.1)	(1.3)	(0.5)	(1.3)
782 - 782	22	5	3	14
(1.1)	(1.1)	(1.3)	(0.5)	(1.3)
783 - 783	22	5	3	14
(1.1)	(1.1)	(1.3)	(0.5)	(1.3)
784 - 784	25	8	3	14
(1.2)	(1.2)	(2.0)	(0.5)	(1.3)
785 - 785	25	8	3	14
(1.2)	(1.2)	(2.0)	(0.5)	(1.3)
786 - 786	27	8	5	14
(1.4)	(1.4)	(2.0)	(1.0)	(1.3)
787 - 787	27	8	5	14
(1.4)	(1.4)	(2.0)	(1.0)	(1.3)
788 - 788	27	8	5	14
(1.4)	(1.4)	(2.0)	(1.0)	(1.3)
789 - 789	27	8	5	14
(1.4)	(1.4)	(2.0)	(1.0)	(1.3)
790 - 790	97	21	33	43
(4.8)	(4.8)	(5.3)	(6.2)	(4.0)
791 - 791	97	21	33	43
(4.8)	(4.8)	(5.3)	(6.2)	(4.0)
792 - 792	97	21	33	43
(4.8)	(4.8)	(5.3)	(6.2)	(4.0)
793 - 793	97	21	33	43
(4.8)	(4.8)	(5.3)	(6.2)	(4.0)
794 - 794	97	21	33	43
(4.8)	(4.8)	(5.3)	(6.2)	(4.0)
795 - 795	97	21	33	43
(4.8)	(4.8)	(5.3)	(6.2)	(4.0)
796 - 796	97	21	33	43
(4.8)	(4.8)	(5.3)	(6.2)	(4.0)
797 - 797	97	21	33	43
(4.8)	(4.8)	(5.3)	(6.2)	(4.0)
798 - 798	97	21	33	43
(4.8)	(4.8)	(5.3)	(6.2)	(4.0)
799 - 799	97	21	33	43
(4.8)	(4.8)	(5.3)	(6.2)	(4.0)
800 - 800	221	80	69	72
(11.0)	(11.0)	(20.4)	(13.0)	(6.7)
801 - 801	224	80	71	72
(11.1)	(11.1)	(20.4)	(13.5)	(6.7)
802 - 802	224	80	71	72
(11.1)	(11.1)	(20.4)	(13.5)	(6.7)
803 - 803	224	80	71	72
(11.1)	(11.1)	(20.4)	(13.5)	(6.7)
804 - 804	224	80	71	72
(11.1)	(11.1)	(20.4)	(13.5)	(6.7)
805 - 805	238	80	71	87
(11.9)	(11.9)	(20.4)	(13.5)	(8.0)
806 - 806	238	80	71	87
(11.9)	(11.9)	(20.4)	(13.5)	(8.0)
807 - 807	238	80	71	87
(11.9)	(11.9)	(20.4)	(13.5)	(8.0)
808 - 808	241	80	74	87
(12.0)	(12.0)	(20.4)	(13.9)	(8.0)
809 - 809	241	80	74	87
(12.0)	(12.0)	(20.4)	(13.9)	(8.0)
810 - 810	248	80	82	87
(12.4)	(12.4)	(20.4)	(15.4)	(8.0)
811 - 811	248	80	82	87
(12.4)	(12.4)	(20.4)	(15.4)	(8.0)
812 - 812	251	82	82	87
(12.5)	(12.5)	(21.1)	(15.4)	(8.0)
813 - 813	254	82	84	87
(12.6)	(12.6)	(21.1)	(15.9)	(8.0)
814 - 814	254	82	84	87
(12.6)	(12.6)	(21.1)	(15.9)	(8.0)
815 - 815	256	82	87	87
(12.7)	(12.7)	(21.1)	(16.3)	(8.0)
	256	82	87	87

816	816	(12.7)	(21.1)	(16.3)	(8.0)
817	817	256 (12.7)	82 (21.1)	87 (16.3)	87 (8.0)
818	818	259 (12.9)	82 (21.1)	89 (16.8)	87 (8.0)
819	819	259 (12.9)	82 (21.1)	89 (16.8)	87 (8.0)
820	820	298 (14.8)	93 (23.7)	89 (16.8)	116 (10.7)
821	821	298 (14.8)	93 (23.7)	89 (16.8)	116 (10.7)
822	822	298 (14.8)	93 (23.7)	89 (16.8)	116 (10.7)
823	823	300 (15.0)	93 (23.7)	92 (17.3)	116 (10.7)
824	824	300 (15.0)	93 (23.7)	92 (17.3)	116 (10.7)
825	825	306 (15.2)	93 (23.7)	97 (18.3)	116 (10.7)
826	826	306 (15.2)	93 (23.7)	97 (18.3)	116 (10.7)
827	827	306 (15.2)	93 (23.7)	97 (18.3)	116 (10.7)
828	828	308 (15.3)	95 (24.3)	97 (18.3)	116 (10.7)
829	829	308 (15.3)	95 (24.3)	97 (18.3)	116 (10.7)
830	830	311 (15.5)	95 (24.3)	100 (18.7)	116 (10.7)
831	831	313 (15.6)	98 (25.0)	100 (18.7)	116 (10.7)
832	832	316 (15.7)	98 (25.0)	102 (19.2)	116 (10.7)
833	833	316 (15.7)	98 (25.0)	102 (19.2)	116 (10.7)
834	834	316 (15.7)	98 (25.0)	102 (19.2)	116 (10.7)
835	835	316 (15.7)	98 (25.0)	102 (19.2)	116 (10.7)
836	836	316 (15.7)	98 (25.0)	102 (19.2)	116 (10.7)
837	837	316 (15.7)	98 (25.0)	102 (19.2)	116 (10.7)
838	838	316 (15.7)	98 (25.0)	102 (19.2)	116 (10.7)
839	839	316 (15.7)	98 (25.0)	102 (19.2)	116 (10.7)
840	840	408 (20.3)	103 (26.3)	102 (19.2)	203 (18.7)
841	849	437 (21.7)	103 (26.3)	102 (19.2)	232 (21.3)
850	859	569 (28.3)	116 (29.6)	120 (22.6)	333 (30.7)
860	869	589 (29.3)	116 (29.6)	125 (23.6)	348 (32.0)
870	879	612 (30.4)	121 (30.9)	143 (26.9)	348 (32.0)
880	889	639 (31.8)	129 (32.9)	148 (27.9)	362 (33.3)
890	899	656 (32.7)	131 (33.6)	148 (27.9)	377 (34.7)
900	999	881 (43.9)	180 (46.1)	194 (36.5)	507 (46.7)
1000	1099	1,175 (58.5)	250 (63.8)	273 (51.4)	652 (60.0)
1100	1199	1,432 (71.3)	270 (69.1)	365 (68.7)	797 (73.3)
1200	1299	1,574 (78.3)	298 (76.3)	406 (76.4)	870 (80.0)
1300	1399	1,629 (81.1)	332 (84.9)	414 (77.9)	884 (81.3)
1400	1499	1,692 (84.2)	342 (87.5)	437 (82.2)	913 (84.0)
1500		2,009 (100.0)	391 (100.0)	531 (100.0)	1,087 (100.0)
月時 間	平均 労働 時間	180 581	164 719	182 966	185 122
平 均	労働 時間	1 128	1 140	1 170	1 103
当 年	労働 時間	158	144	154	166
前 年	労働 時間	800	790	790	800
1 分	労働 時間	800	800	800	820
位	労働 時間	850	840	870	850
係	労働 時間	1 030	1 000	1 079	1 030
係	労働 時間	0 1942	0 2080	0 1937	0 1754

沖縄地方最低賃金審議会沖縄県●●業最低賃金専門部会運営規程（案）

（目的）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県●●業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（構成）

第2条 専門部会の委員の数は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人の計9人とする。

（会議の招集）

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

（実地調査並びに参考人意見聴取）

第4条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

（委員の欠席）

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議における発言）

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（会議の公開）

第7条 会議は、非公開とする。ただし、部会長が、公開しても個人情報の保護に支障を及ぼすおそれや個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと判断した場合には一部公開とすることができる。

（議事録及び議事要旨）

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人

情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3. 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において、最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは審議経過を取りまとめ、書面により沖縄地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 専門部会は、沖縄県●●業最低賃金についてのすべての審議が終了し、本審の決議をもって、これを廃止する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は令和2年●月●日から施行する。

令和2年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画(案)

No.1

番号	月日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会(本審)		運営小委員会		特定(産業別)最低賃金専門部会	
			回数	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題
9	2.8.31 (大会議室)	月					1回 14:00	(産業別合同部会) ○部会長、部会長代理選出 ○実態調査報告 ○審議会部会日程調整 (産業別資料説明) ◇新聞業 ◇自動車(新車)小売業 ◇各種商品小売業 ◇糖類製造業
10	2.9.7 (中会議室)	月					2回 14:00	(産業別) ○額の提示 ◇新聞業(14:00~) ◇自動車(新車)小売業(15:30~)
11	2.9.8 (中会議室)	火					2回 14:00	(産業別) ○額の提示 ◇各種商品小売業(14:00~) ◇糖類製造業(15:30~)
12	2.9.14 (中会議室) 2.9.14(月) ~2.9.30(水)	月					3回 15:00	(産業別) ○額の調整(結審) ◇新聞業 特定最賃(新聞) 答申に対する労働者及び使用者の からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)
13	2.9.15 (中会議室) 2.9.15(火) ~2.10.1(木)	火					3回 15:00	(産業別) ○額の調整(結審) ◇自動車(新車)小売業 特定最賃(自動車) 答申に対する労働者及び使用者の からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)
14	2.9.16 (中会議室) 2.9.16(水) ~2.10.2(金)	水					3回 15:00	(産業別) ○額の調整(結審) ◇各種小売業 特定最賃(各種商品) 答申に対する労働者及び使用者 のからの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)
15	2.9.17 (中会議室) 2.9.17(木) ~2.10.5(月)	木					3回 15:00	(産業別) ○額の調整(結審) ◇糖類製造業 特定最賃(糖類) 答申に対する労働者及び使用者の からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)
16	2.9.23 ~2.9.25 (中会議室)	水 金					4回 15:00	(産業別) ○額の調整(結審:予備日)
17	2.9.28,29,30 (中会議室) 2.9.28(月) ~2.10.14(水)	月 水		○(産業別)額の調整、(採決:予備日) ※専門部会で結審に至らなかった場合				
18	2.10.2 (中会議室)	金		異議審(新聞業、自動車(新車)) (予定) 異議申出内容にかかる審議(9/14(新聞)、9/15(自動車)結審の場合)				
19	2.10.6 (中会議室)	火		異議審(各種商品小売業、糖類製造業) (予定) 異議申出内容にかかる審議(9/16(各種商品)、9/17(糖類)結審の場合)				
20	2.10.15 (中会議室)	木		異議審(各業種) (予定) 異議申出内容にかかる審議(9/28(各業種)結審の場合)				

庁舎掲示版に
掲示

令和2年度答申旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和2年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で管轄公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示し、指定期間発効とする必要がある。

令和2年9月

15日	3営業日	管轄 公示	30日	発効
9月1日(火)	9月16日(水)	9月23日(水)	10月2日(金)	11月1日(日)
9月2日(水)	9月17日(木)	9月24日(木)	10月5日(月)	11月4日(水)
9月3日(木)	9月18日(金)	9月25日(金)	10月6日(火)	11月5日(木)
9月4日(金)	9月23日(水)	9月28日(月)	10月7日(水)	11月6日(金)
9月5日(土)	9月23日(水)	9月28日(月)	10月7日(水)	11月6日(金)
9月6日(日)	9月23日(水)	9月28日(月)	10月7日(水)	11月6日(金)
9月7日(月)	9月23日(水)	9月28日(月)	10月7日(水)	11月6日(金)
9月8日(火)	9月23日(水)	9月28日(月)	10月7日(水)	11月6日(金)
9月9日(水)	9月24日(木)	9月29日(火)	10月8日(木)	11月7日(土)
9月10日(木)	9月25日(金)	9月30日(水)	10月9日(金)	11月8日(日)
9月11日(金)	9月28日(月)	10月1日(木)	10月12日(月)	11月11日(水)
9月12日(土)	9月28日(月)	10月1日(木)	10月12日(月)	11月11日(水)
9月13日(日)	9月28日(月)	10月1日(木)	10月12日(月)	11月11日(水)
9月14日(月)	9月29日(火)	10月2日(金)	10月13日(火)	11月12日(木)
9月15日(火)	9月30日(水)	10月5日(月)	10月14日(水)	11月13日(金)
9月16日(水)	10月1日(木)	10月8日(火)	10月15日(木)	11月14日(土)
9月17日(木)	10月2日(金)	10月7日(水)	10月16日(金)	11月15日(日)
9月18日(金)	10月5日(月)	10月8日(水)	10月19日(月)	11月18日(水)
9月19日(土)	10月5日(月)	10月8日(水)	10月19日(月)	11月18日(水)
9月20日(日)	10月5日(月)	10月8日(水)	10月19日(月)	11月18日(水)
9月21日(月)	10月6日(火)	10月9日(金)	10月20日(火)	11月19日(木)
9月22日(火)	10月7日(水)	10月12日(月)	10月21日(水)	11月20日(金)
9月23日(水)	10月8日(水)	10月13日(火)	10月22日(木)	11月21日(土)
9月24日(木)	10月9日(金)	10月14日(水)	10月23日(金)	11月22日(日)
9月25日(金)	10月12日(月)	10月15日(木)	10月26日(月)	11月25日(水)
9月26日(土)	10月12日(月)	10月15日(木)	10月26日(月)	11月25日(水)
9月27日(日)	10月12日(月)	10月15日(木)	10月26日(月)	11月25日(水)
9月28日(月)	10月13日(火)	10月18日(金)	10月27日(火)	11月28日(木)
9月29日(火)	10月14日(水)	10月19日(月)	10月28日(水)	11月27日(水)
9月30日(水)	10月15日(木)	10月20日(火)	10月29日(木)	11月28日(木)

令和2年10月

15日	3営業日	管轄 公示	30日	発効
10月1日(木)	10月16日(金)	10月21日(水)	11月20日(日)	12月19日(土)
10月2日(金)	10月19日(月)	10月22日(木)	11月22日(月)	12月21日(月)
10月3日(土)	10月19日(月)	10月22日(木)	11月22日(月)	12月22日(火)
10月4日(日)	10月19日(月)	10月22日(木)	11月22日(月)	12月22日(火)
10月5日(月)	10月20日(火)	10月23日(金)	11月24日(水)	12月4日(金)
10月6日(火)	10月21日(水)	10月26日(月)	11月25日(木)	12月5日(土)
10月7日(水)	10月22日(木)	10月27日(火)	11月26日(金)	12月6日(日)
10月8日(木)	10月23日(金)	10月28日(水)	11月29日(月)	12月9日(水)
10月9日(金)	10月26日(月)	10月29日(木)	11月10日(火)	12月10日(木)
10月10日(土)	10月26日(月)	10月29日(木)	11月10日(火)	12月10日(木)
10月11日(日)	10月26日(月)	10月29日(木)	11月10日(火)	12月10日(木)
10月12日(月)	10月27日(火)	10月30日(金)	11月11日(水)	12月11日(金)
10月13日(火)	10月28日(水)	11月2日(月)	11月12日(木)	12月12日(土)
10月14日(水)	10月29日(木)	11月4日(水)	11月13日(金)	12月13日(日)
10月15日(木)	10月30日(金)	11月5日(木)	11月16日(月)	12月16日(水)
10月16日(金)	11月2日(月)	11月6日(金)	11月17日(火)	12月17日(木)
10月17日(土)	11月2日(月)	11月6日(金)	11月17日(火)	12月17日(木)
10月18日(日)	11月2日(月)	11月6日(金)	11月17日(火)	12月17日(木)
10月19日(月)	11月4日(水)	11月9日(月)	11月18日(水)	12月18日(金)
10月20日(火)	11月4日(水)	11月9日(月)	11月18日(水)	12月18日(金)
10月21日(水)	11月5日(木)	11月10日(火)	11月19日(木)	12月19日(土)
10月22日(木)	11月6日(金)	11月11日(水)	11月20日(金)	12月20日(日)
10月23日(金)	11月9日(月)	11月12日(木)	11月24日(火)	12月24日(木)
10月24日(土)	11月9日(月)	11月12日(木)	11月24日(火)	12月24日(木)
10月25日(日)	11月9日(月)	11月12日(木)	11月24日(火)	12月24日(木)
10月26日(月)	11月10日(火)	11月13日(金)	11月25日(水)	12月25日(金)
10月27日(火)	11月11日(水)	11月16日(月)	11月26日(木)	12月26日(土)
10月28日(水)	11月12日(木)	11月17日(火)	11月27日(金)	12月27日(日)
10月29日(木)	11月13日(金)	11月18日(水)	11月30日(月)	12月30日(水)
10月30日(金)	11月16日(月)	11月19日(木)	12月1日(火)	12月31日(木)
10月31日(土)	11月16日(月)	11月19日(木)	12月1日(火)	12月31日(木)

令和2年11月

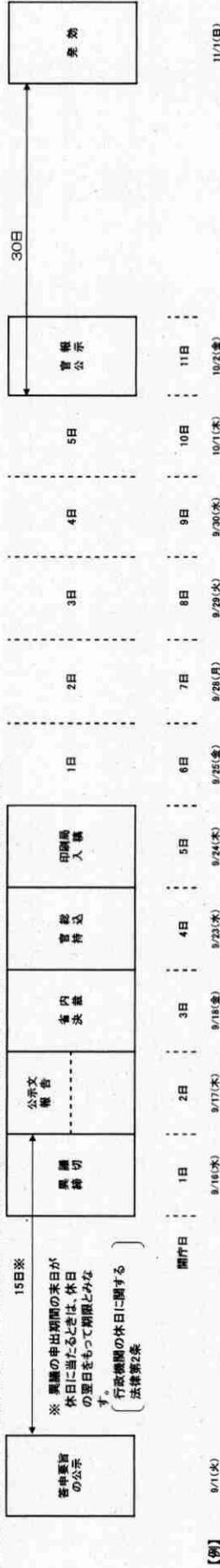
15日	16日	3営業日	7営業日	30日	発効
11月1日 (日)	11月16日 (月)	11月19日 (木)	11月19日 (木)	12月1日 (火)	12月31日 (木)
11月2日 (月)	11月17日 (火)	11月20日 (金)	11月20日 (金)	12月2日 (水)	1月1日 (金)
11月3日 (火)	11月18日 (水)	11月21日 (土)	11月21日 (土)	12月3日 (木)	1月2日 (土)
11月4日 (水)	11月19日 (木)	11月22日 (日)	11月22日 (日)	12月4日 (金)	1月3日 (日)
11月5日 (木)	11月20日 (金)	11月23日 (月)	11月23日 (月)	12月7日 (火)	1月6日 (水)
11月6日 (金)	11月21日 (土)	11月24日 (火)	11月24日 (火)	12月8日 (水)	1月7日 (木)
11月7日 (土)	11月22日 (日)	11月25日 (水)	11月25日 (水)	12月9日 (木)	1月8日 (金)
11月8日 (日)	11月23日 (月)	11月26日 (木)	11月26日 (木)	12月10日 (金)	1月9日 (土)
11月9日 (月)	11月24日 (火)	11月27日 (金)	11月27日 (金)	12月11日 (土)	1月10日 (日)
11月10日 (火)	11月25日 (水)	11月28日 (土)	11月28日 (土)	12月12日 (日)	1月13日 (水)
11月11日 (水)	11月26日 (木)	12月1日 (日)	12月1日 (日)	12月13日 (月)	1月14日 (木)
11月12日 (木)	11月27日 (金)	12月2日 (月)	12月2日 (月)	12月14日 (火)	1月13日 (水)
11月13日 (金)	11月28日 (土)	12月3日 (火)	12月3日 (火)	12月15日 (水)	1月14日 (木)
11月14日 (土)	11月29日 (日)	12月4日 (水)	12月4日 (水)	12月16日 (木)	1月15日 (金)
11月15日 (日)	11月30日 (月)	12月5日 (木)	12月5日 (木)	12月17日 (金)	1月16日 (土)
11月16日 (月)	12月1日 (火)	12月6日 (金)	12月6日 (金)	12月18日 (土)	1月17日 (日)
11月17日 (火)	12月2日 (水)	12月7日 (土)	12月7日 (土)	12月19日 (日)	1月20日 (水)
11月18日 (水)	12月3日 (木)	12月8日 (日)	12月8日 (日)	12月20日 (月)	1月21日 (木)
11月19日 (木)	12月4日 (金)	12月9日 (月)	12月9日 (月)	12月21日 (火)	1月20日 (水)
11月20日 (金)	12月5日 (土)	12月10日 (火)	12月10日 (火)	12月22日 (水)	1月21日 (木)
11月21日 (土)	12月6日 (日)	12月11日 (水)	12月11日 (水)	12月23日 (木)	1月22日 (金)
11月22日 (日)	12月7日 (月)	12月12日 (木)	12月12日 (木)	12月24日 (金)	1月23日 (土)
11月23日 (月)	12月8日 (火)	12月13日 (金)	12月13日 (金)	12月25日 (土)	1月24日 (日)
11月24日 (火)	12月9日 (水)	12月14日 (土)	12月14日 (土)	12月26日 (日)	1月27日 (水)
11月25日 (水)	12月10日 (木)	12月15日 (日)	12月15日 (日)	12月27日 (月)	1月28日 (木)
11月26日 (木)	12月11日 (金)	12月16日 (月)	12月16日 (月)	12月28日 (火)	1月27日 (水)
11月27日 (金)	12月12日 (土)	12月17日 (火)	12月17日 (火)	12月29日 (水)	1月30日 (土)
11月28日 (土)	12月13日 (日)	12月18日 (水)	12月18日 (水)	12月30日 (木)	2月3日 (水)
11月29日 (日)	12月14日 (月)	12月19日 (木)	12月19日 (木)	1月4日 (金)	
11月30日 (月)	12月15日 (火)	12月20日 (金)	12月20日 (金)		

令和2年12月

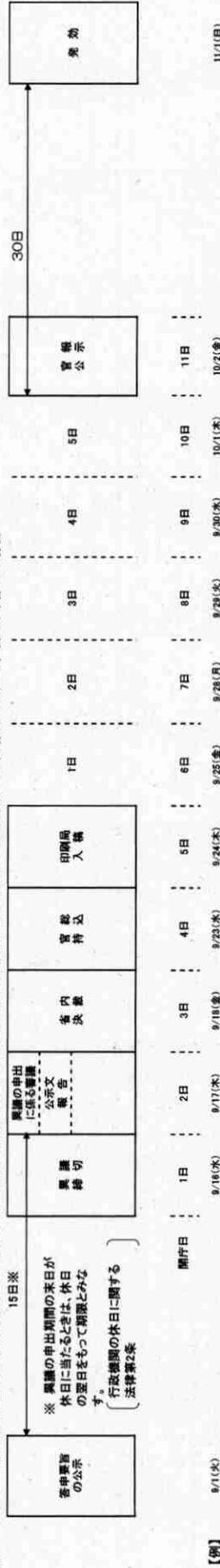
15日	16日	3営業日	7営業日	30日	発効
12月1日 (火)	12月16日 (水)	12月21日 (火)	12月21日 (火)	1月5日 (火)	2月4日 (木)
12月2日 (水)	12月17日 (木)	12月22日 (水)	12月22日 (水)	1月6日 (水)	2月5日 (金)
12月3日 (木)	12月18日 (金)	12月23日 (木)	12月23日 (木)	1月7日 (木)	2月6日 (土)
12月4日 (金)	12月19日 (土)	12月24日 (金)	12月24日 (金)	1月8日 (金)	2月7日 (日)
12月5日 (土)	12月20日 (日)	12月25日 (土)	12月25日 (土)	1月8日 (金)	2月7日 (日)
12月6日 (日)	12月21日 (月)	12月26日 (日)	12月26日 (日)	1月8日 (金)	2月7日 (日)
12月7日 (月)	12月22日 (火)	12月27日 (月)	12月27日 (月)	1月12日 (火)	2月11日 (木)
12月8日 (火)	12月23日 (水)	12月28日 (火)	12月28日 (火)	1月12日 (火)	2月11日 (木)
12月9日 (水)	12月24日 (木)	12月29日 (水)	12月29日 (水)	1月14日 (木)	2月13日 (土)
12月10日 (木)	12月25日 (金)	12月30日 (木)	12月30日 (木)	1月15日 (金)	2月14日 (日)
12月11日 (金)	12月26日 (土)	1月1日 (金)	1月1日 (金)	1月15日 (金)	2月14日 (日)
12月12日 (土)	12月27日 (日)	1月2日 (土)	1月2日 (土)	1月16日 (土)	2月17日 (水)
12月13日 (日)	12月28日 (月)	1月3日 (日)	1月3日 (日)	1月16日 (土)	2月17日 (水)
12月14日 (月)	12月29日 (火)	1月4日 (月)	1月4日 (月)	1月18日 (日)	2月17日 (水)
12月15日 (火)	12月30日 (水)	1月5日 (火)	1月5日 (火)	1月19日 (火)	2月18日 (木)
12月16日 (水)	1月1日 (木)	1月6日 (水)	1月6日 (水)	1月19日 (火)	2月18日 (木)
12月17日 (木)	1月2日 (金)	1月7日 (木)	1月7日 (木)	1月19日 (火)	2月18日 (木)
12月18日 (金)	1月3日 (土)	1月8日 (金)	1月8日 (金)	1月19日 (火)	2月18日 (木)
12月19日 (土)	1月4日 (日)	1月9日 (土)	1月9日 (土)	1月20日 (水)	2月19日 (金)
12月20日 (日)	1月5日 (月)	1月10日 (日)	1月10日 (日)	1月21日 (木)	2月20日 (土)
12月21日 (月)	1月6日 (火)	1月11日 (月)	1月11日 (月)	1月22日 (金)	2月21日 (日)
12月22日 (火)	1月7日 (水)	1月12日 (火)	1月12日 (火)	1月22日 (金)	2月21日 (日)
12月23日 (水)	1月8日 (木)	1月13日 (水)	1月13日 (水)	1月25日 (月)	2月24日 (水)
12月24日 (木)	1月9日 (金)	1月14日 (木)	1月14日 (木)	1月25日 (月)	2月24日 (水)
12月25日 (金)	1月10日 (土)	1月15日 (金)	1月15日 (金)	1月26日 (火)	2月25日 (木)
12月26日 (土)	1月11日 (日)	1月16日 (土)	1月16日 (土)	1月26日 (火)	2月25日 (木)
12月27日 (日)	1月12日 (月)	1月17日 (日)	1月17日 (日)	1月26日 (火)	2月25日 (木)
12月28日 (月)	1月13日 (火)	1月18日 (月)	1月18日 (月)	1月26日 (火)	2月25日 (木)
12月29日 (火)	1月14日 (水)	1月19日 (火)	1月19日 (火)	1月27日 (日)	2月26日 (金)
12月30日 (水)	1月15日 (木)	1月20日 (水)	1月20日 (水)	1月27日 (日)	2月26日 (金)
12月31日 (木)	1月16日 (金)	1月21日 (木)	1月21日 (木)	1月28日 (月)	2月27日 (土)
				1月28日 (月)	3月3日 (水)

2 特定最低賃金について

(1) 異議の申出に係る審議がなく、かつ、異議申出締切日の翌開庁日の午後2時までに官報公示文が本省に到着した場合



(2) 異議の申出に係る審議があり、異議の申出に係る審議が異議締切日の翌開庁日に開催され、同日の午後2時までに官報公示文が本省に到着した場合



(2) 異議の申出に係る審議があり、異議の申出に係る審議が異議締切日の翌開庁日の午後2時過ぎから翌開庁日の午後2時までの間に官報公示文が本省に到着した場合

